

令和 2 年 3 月 25 日
ご 家 族 様 各 位

社会福祉法人奉優会 優っくり事業本部
本 部 長 水 内 利 英

【新型コロナウイルスの感染拡大予防対策について】

春寒しだいに緩むころ、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大については、現在も抑え込みが厳しい状況にあり、特に東京都内は全国でも感染者数が全国最多となりました。オーバーシュート（爆発的急増）がいつ起きてもおかしくない状況を踏まえ、二月下旬より実施しております、下記の対応について、今後も継続させていただくことといたしましたので、改めてご案内いたします。ご家族様、関係者の皆様におかれましては引き続きのご協力とご理解のほどよろしくお願い申し上げます

記

（１）「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」を確認の上、職員のマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の対策を徹底いたします。

（２）職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底する。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所にてサービスを提供するものとする。

（３）面会については、緊急やむを得ない場合（救急搬送や看取り等）を除き、制限をする。面会制限の 10 日間の延長にともない、通信機器を用いたビデオ通話等のご支援をさせていただきます。各事業所の担当者へお問合せください。

（４）委託業者等について、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うこととします。施設内に立ち入る場合については、体温を計測し、発熱が認められる場合は、立ち入りを断ります。

（５）新規入居の方については、マスクの着用などを依頼し、荷物の搬入を行います。詳細は、各事業所の担当者へお問合せください。

（６）職員や関係者における、感染リスクが高いとされる場所への外出の自粛を依頼。

以上